

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

桜川市長 大塚秀喜

市町村名 (市町村コード)	桜川市 (82317)
地域名 (地域内農業集落名)	雨引地区 (本木、大曾根、東飯田、西方、阿部田、羽田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月24日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地区は南北に流れる桜川の東に位置し、西に羽田街道、東に県道つくば益子線が南北に走る。桜川と羽田街道、県道に挟まれた平野部と、羽田山周辺や、県道東側の雨引山や加波山沿いの傾斜地に大別される。

山際であるため、鳥獣被害が発生し、対策に取り組んでいる。

現行の人・農地プランに登録された担い手は14名であるが、うち60歳以上は12名と85パーセントであり、次世代の農業者の育成が求められる。

地域で主に生産されているのは水稻であり、ブロックローテーションに取り組んでいる地域もある。麦類、そば、大豆も生産されている。地区によっては、さつまいも、玉ねぎ、ねぎ等も作付けされている。

傾斜地の農地は地形上の制約があり、規模の小さい圃場が多く、鳥獣被害もあるため、耕作者を探すことが難しい。

新たな担い手の育成、発掘を進めるとともに、傾斜地で栽培しやすく、鳥獣被害に対応した栽培形態を検討していく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

3枚の地図を活用して話し合いを行い、以下のような意見が出た。

平野部、山間部を問わず多かった意見が「耕作条件の改善」と「担い手関係」であった。

耕作条件の改善については、基盤整備を行った時期が早く、排水機能の低下や農地の規格が小さい、道が狭い、取水方法が水路から引き込む方式でありバルブに改めたい、水量が足りない等の問題が挙げられた。そのほか、基盤整備をしていない水田は水が足りない、傾斜地は地形の制約で整備が難しい、新規の事業は地権者の同意が難しいのではないかと意見もあった。今後は地元の理解を得つつ、基盤整備が必要な圃場について地形にあった事業が行えないか検討していく。

担い手関係について、現状の担い手は手一杯で、規模拡大をするのは難しいとの意見があった。また、傾斜地の農地は平野部のうちと比べ、同面積でも耕作の手間がかかるため、今以上に集積をすると、条件の悪い農地は返却せざるを得なくなるため、担い手の効率化を進めるため、集約を進めるべきとの意見もあった。そのほか、地元から田畑の土壌流出や、圃場からはみ出ているので対応してほしいとの意見があったが、担い手も手一杯で対応が難しいので、地区全体で取り組むべきとの意見もあった。今後は新たな担い手の育成と発掘を進めつつ、担い手へと地区の在り方について検討していく。

そのほか、集落営農、新規就農、鳥獣被害に対する意見があった。

集落営農組合については、組合の高齢化により組織が昨日しなくなる恐れがあるとのことであった。

新規就農に関しては、就農者を増やす必要があるものの、機会や生活の支援が必要であり、空き家や使用しない農機具を譲ってはどうかとの意見が出た。

鳥獣関係について、地区全体で防護柵を設置した地区もあるが、それでも作付け困難になるほど被害が多く、地元で対策班を結成して見回りをしているが、人手不足で対応が難しいとの意見が出た。

そのほか、地域に高収益な作物がないなどの意見もあった。

今後は鳥獣対策や地形にあった作物形態を検討しながら、担い手の発掘、育成や新規就農者の育成を進めていく。

・ 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	453 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	453 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業委員会の農地台帳に記載されている農地のうち、農業上の利用の意思が示されている区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用し、離農者の農地を担い手へ集積、集約化する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

新規の貸借、利用権の更新を粉う際に農地中間管理機構を活用する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

地形にあった農地の活用を模索しつつ、基盤整備事業の活用を検討していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域の農業者の担い手への育成や、新規就農者の確保を進める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

羽田地区、西方地区、本木2地区、東飯田地区、大曾根地区、阿部田地区において、多面的機能支払制度を活用し、保全管理を進めていく。